

下妻郡

景行紀、持統紀等ニ參考スルニ、舊クハカミツヤメ、シモツヤメト稱セシナラン、
〔太宰管内志 筑後七〕下妻郡

方位は東北すべて上妻郡、南方は山門郡、西方は山門、三瀨兩郡に隣りて、郡中に山なく田地廣し、
〔太宰管内志 筑後七〕下妻郡

宮崎宮寄附狀に、去六日於多々良濱、遂一戰、與中被盡紛骨、忠功至奇特候、仍筑後下妻郡之地被宛
行畢、聊於神前、可勵天下安寧之懇祈之狀、如件、建武三年三月十一日、宮崎大宮司殿源朝臣判、

山門郡

〔太宰管内志 筑後八〕山門郡

名義は、山相對て門の如くなる處なるべし、略中地圖を按ずるに、山門郡地、東方上妻郡に隣り、南
方三池郡に隣り、西方海濱、北方下妻、三瀨二郡に隣りて、郡中平地多く、東南の隅に山あり、

〔日本書紀 九神功〕三月仲哀丙申、轉至山山原作小、門縣、則誅土蜘蛛、田油津媛、時田油津媛兄夏
羽、與軍而迎來、然聞其妹被誅而逃之、

〔續日本紀 三文武〕慶雲四年五月癸亥、讚岐國那賀郡錦部刀良、略中筑後國山門郡許勢部形見等、各賜
衣一襲及鹽穀、略下

三毛郡

〔太宰管内志 筑後八〕三毛郡

方位は東南總て肥後國にとり、西は海を限とし、北は山門郡に隣りて、東南に山多く、西北に平
地多し、

〔釋日本紀 十述義〕公望私記曰、案筑後國風土記云、三毛郡云々、昔者、棟木一株、生於郡家南、其高九百七
十丈、朝日之影蔽肥前國藤津郡多良之峯、暮日之影蔽肥後國山鹿郡荒瓜之山云々、因曰、御木國、後
人訛曰三毛、今以爲郡名、棟木與棟木名稱各異、故記之、

〔日本書紀 七景行〕十二年七月熊襲反之、不朝貢、八月己酉、幸筑紫、九月戊辰、到周芳娑磨、略中爰有女